

新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮したボランティア受入ガイドライン

令和2年6月22日
弘前大学地域創生本部
ボランティアセンター会議
令和2年12月23日改正

(趣旨)

1 新型コロナウイルスの国内における感染拡大を受け、弘前大学地域創生本部ボランティアセンターが外部から受けるボランティア要請へ例年通り対応することが困難であるため、一定の要件を満たした活動に対してのみボランティア派遣等の対応を行うことについてのガイドラインを定める。

(承認要件)

2 本学における学生の課外活動への対応に準じて、当面の間は下記の条件のいずれかを満たした活動にのみ対応することとする。また、本学における学生の課外活動への対応に変更があった場合は、地域創生本部ボランティアセンター会議の承認を経て要件を段階的に変更することとする。

- (1) オンライン上での活動など、非対面で実施可能な活動で、ボランティア参加学生に通信料や通信容量の負担がかからず、安全が確保されている活動
- (2) 対面型の活動について、活動内容に応じて関係省庁、関係業界団体、スポーツ協会などが公表している感染拡大防止ガイドラインに準拠した感染拡大防止策がなされ、学生の安全が確保されており、かつ接触者全員の連絡先等の情報が明確である活動
- (3) その他ボランティアセンターが適切と認めた活動

(活動等の中止)

3 感染状況等により、センター長が必要と判断した場合は学生ボランティアの派遣・活動等を中止することができることとする。

(周知依頼・派遣依頼方法)

4 本センターへボランティア募集情報周知依頼または派遣協力依頼を行う場合は、従来の様式へ上記要件が確認できる項目を追加したもの(別紙様式1, 2)を本センターホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上メールまたは郵送にてセンターへ送付する。

(ボランティア要請の承認方法)

5 前条で申請のあった要請に対しては、全ての活動においてセンター会議での審議を経て対応を決定することとする。

(その他の要請に必要な手続について)

6 その他の要請に必要な手続については地域創生本部ボランティアセンターが発行する「ボランティア受入に関するガイドライン」を参照すること。

附 記

このガイドラインは、令和2年6月22日から適用する。